

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第3区分
 【発行日】令和6年11月7日(2024.11.7)

【国際公開番号】WO2023/176441
 【出願番号】特願2024-507700(P2024-507700)

【国際特許分類】

B 2 3 B 29/00(2006.01)

B 2 3 B 27/16(2006.01)

【F I】

B 2 3 B 29/00 A

B 2 3 B 27/16 A

10

【手続補正書】

【提出日】令和6年9月2日(2024.9.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

先端から後端に向かって延びた棒形状のホルダと、
 前記ホルダにおける前記先端に取り付けられた切削インサートと、を有し、
 前記ホルダは、
 前記後端の側に位置し、且つ、前記先端の側に第1凹凸面を有する棒形状の第1部材と、

前記先端の側に位置し、且つ、前記後端の側に前記第1凹凸面に嵌め合わされる第2凹凸面を有する第2部材と、

前記第2部材を前記第1部材に固定する固定ネジと、を有し、

30

前記第2部材は、

前記先端の側に位置する上あご部と、

前記先端の側に位置し、前記上あご部と対向する下あご部と、

前記上あご部及び前記下あご部の間に位置し、前記切削インサートを取り付け可能なポケットと、

前記後端の側に位置し、前記第2凹凸面を含む接続部と、

前記上あご部及び前記接続部の間に位置するスリットと、を有し、

前記下あご部が前記接続部に対して固定されており、

前記上あご部が前記スリットを介して前記接続部から離れている、切削工具。

【請求項2】

40

前記上あご部は、前記下あご部に向かって開口する上貫通孔を有し、

前記下あご部は、前記上貫通孔に向かって開口するネジ止め孔を有し、

前記第2部材は、前記上貫通孔及び前記ネジ止め孔に挿入され、前記上あご部を前記下あご部に対して固定するクランプネジをさらに有する、請求項1に記載の切削工具。

【請求項3】

前記下あご部は、前記先端から前記後端に向かってそれぞれ延びた第1貫通孔及び第2貫通孔をさらに有し、

前記接続部は、

前記第1貫通孔に向かって開口する第3貫通孔と、

前記第2貫通孔に向かって開口する第4貫通孔と、を有し、

50

前記固定ネジは、

前記第 1 貫通孔及び前記第 3 貫通孔に挿入された第 1 固定ネジと、

前記第 2 貫通孔及び前記第 4 貫通孔に挿入された第 2 固定ネジと、を有し、

前記ネジ止め孔は、前記第 1 貫通孔及び前記第 2 貫通孔の間に延びている、請求項 2 に記載の切削工具。

【請求項 4】

前記第 1 固定ネジ及び前記第 2 固定ネジの径が、前記クランプネジの径よりも大きい、請求項 3 に記載の切削工具。

【請求項 5】

前記上あご部は、前記先端から前記後端に向かって延びた第 5 貫通孔をさらに有し、

10

前記接続部は、前記第 5 貫通孔に向かって開口する第 6 貫通孔をさらに有し、

前記固定ネジは、前記第 5 貫通孔及び前記第 6 貫通孔に挿入された第 3 固定ネジをさらに有し、

前記第 2 貫通孔及び前記第 5 貫通孔は、前記上あご部及び前記下あご部が接続される部分よりも前記ポケットの近くに位置している、請求項 3 に記載の切削工具。

【請求項 6】

前記先端から前記後端に向かう方向において、前記上あご部及び前記接続部の幅が、前記スリットの幅よりも大きい、請求項 1 に記載の切削工具。

【請求項 7】

前記先端から前記後端に向かう方向において、前記上あご部の幅が前記接続部の幅よりも大きい、請求項 6 に記載の切削工具。

20

【請求項 8】

前記スリットの底面が、前記ポケットに対して平行に延びている、請求項 1 に記載の切削工具。

【請求項 9】

前記第 1 凹凸面及び前記第 2 凹凸面はそれぞれ、互いに平行に延びた複数の溝によって構成され、

前記溝は、前記ポケットに対して平行に延びている、請求項 1 に記載の切削工具。

【請求項 10】

前記スリットの一部が、前記下あご部及び前記接続部の間に位置している、請求項 1 に記載の切削工具。

30

【請求項 11】

被削材を回転させる工程と、

回転する前記被削材に請求項 1 ~ 10 のいずれか 1 つに記載の切削工具を接触させる工程と、

前記切削工具を前記被削材から離す工程と、を備えた切削加工物の製造方法。

40

50